

株式会社ゆうちょ銀行

代理人弁護士 鈴木 仁史 様

平成 29 年 9 月 15 日付通知文書「預金口座の停止解除について」に対し、以下のとおり回答いたします。

1. 預金口座停止の理由として「貴社は高齢者を含む多数のお客様からデジタルコインの発行を名目に多額の資金を集めています（銀行の試算では 200 億円を超える。）。しかし、これらのお客様に対する資産保全措置が十分実施されていることについての確認が貴社の回答内容等からは確認できませんでした。」と記し、よって停止解除は断るとしている。

この点について以下、説明する。

- (1) 弊社は高齢者を含めて顧客から資金を集める業務は一切行っていない。

従って、200 億円（貴銀行の積算金額による。）の資金は、顧客がクローバーコインの購入費として 1 パック 30,000 円及び手数料 3,000 円を貴行口座に振り込んだ金額の合計額である。

クローバーコインを購入した者は、コインの所有者となる。

なお、現在は、クローバーコインは連鎖販売方式により売却しており、仮想通貨ではなく、他の仮想通貨や法定通貨との交換はできないが、遅くとも来春以降、連鎖販売方式ではなくオープンマーケットでの売買に移行する計画であり、その時点以降、正規の仮想通貨として他の仮想通貨・法定通貨との交換が可能となる。

- (2) 従って、現段階でのクローバーコインを所有する顧客の資産保全措置としては、平成 29 年 8 月 29 日付の貴行への回答書に記したようにクローバーコインの売却代金の一部（約 20%）を仮想通貨として世界で流通しているリップルコイン（XRP）の購入に充て、弊社において引当資産として留保している。

顧客は、クローバーコインを購入し、会員となるが、この購入契約を解約したい時は随時契約解除（退会）を申し入れることができることとし、弊社はその申入れに 100%応じている。

弊社が保有するリップル（XRP）は 1,557,584,394XRP であり、時価 1XRP24 円で換算すると約 370 億円となり、購入者の解約（クローバー・コインの売却価格での買戻し）に十分応じられる資産的な裏付けとなっている。

その意味で顧客の資産保全には十分対応ができています。

- (3) 但し、仮想通貨の会計処理の基準は現在公認会計士協会で審議中であり、未だその処理基準は明らかになっていない。9 月中には、その概要が公表

されるということで、弊社では、その基準が明らかになったならば、外部の監査法人 [REDACTED] の管理の下で基準に合わせた経理処理を行うこととし、既にその準備に入っている。

従って、リップルの経理処理は、現在は暫定的に行っており、48ホールディングス株式会社の取締役・執行役員の市川斉名義の Wallet に入れてある。法人名義の Wallet が直ぐには作れなかったため、市川氏個人名義の Wallet を利用した経緯である。連絡先がリリーフインベストメント社になっているのは、市川氏が元リリーフインベストメント社の社員であった時に作った Wallet だという理由である。

なお、この Wallet については、先に田中ゆうちょ銀行副社長にも資料を提出し説明を行ったところであるが、念のために本回答書にも添付する。

なお、48ホールディングス社名義の Wallet を作成中であり、1週間以内に出来上がる予定である。

その段階でリップルはそちらの Wallet に移動させる予定である。そして、経理処理の方法が確定すれば、それに従って48ホールディングス社の決算書に計上することになる。

2. 現在、ゆうちょ銀行が預金口座停止を行っていることの影響が他の銀行に波及しつつあり、48ホールディングス社は資金を動かすことが困難となっている。

クローバーコインの販売のため連鎖販売方式をとっているため会員への販売手数料の支払い、リップルの購入代金の支払等の支払いに支障をきたし業務を停止せざるを得なくなる。この資金の動きについては、主としてゆうちょ銀行の預金口座を中心に行ってきているので、過去の預金口座の動きから理解されてきた筈である。

警察関係の調査から、48ホールディングス社の淡路明人代表取締役が反社勢力と何ら関係のないことも確認できており口座停止の理由はない筈で、一日も早く預金口座停止の解除をお願いしたい。

口座停止が続くことは、48ホールディングス社の業務停止につながる危険性があることを是非御勘案いただきたくお願いする次第である。

平成 29 年 9 月 20 日

48ホールディングス株式会社 代理人

弁護士法人 浜田卓二郎事務所

代表弁護士 浜田 卓二

